

令和7年度の新たな取組について

①地域まちづくりの拠点としての機能

各地区の市民センター及び公民館では、以下の業務に係る申請書類等の受付や相談、貸館業務について随時取り組んで参ります。

| 対象業務 | |
|----------|---|
| 自治会関係業務 | <ul style="list-style-type: none"> 自治会の運営に関する申請（行政連絡等業務委託請求書及び世帯数報告書など） 広報紙等の配布に関する業務委託 総会や役員会などで会議室を使用する際の使用料免除 |
| 自主防災関係業務 | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織育成事業補助金 |
| いきいきクラブ | <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ等補助金 |
| 各種委員の推薦 | <ul style="list-style-type: none"> クリーンかすかべ推進員 民生委員、児童委員、主任児童委員 春日部自主防災組織連絡協議会役員 |
| 貸与、配布物 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所の防鳥ネット貸与 道路側溝清掃の汚泥収集袋配布 |
| 貸館 | <ul style="list-style-type: none"> 地元事業者（民間事業者）の使用制限について、一定の要件のもと緩和 |

②こどもの居場所づくりとしての機能

市民センターでは、こどもの居場所づくりの充実を図っていくため、平日の放課後の時間帯に主に小学4年生以上を対象とした事業を企画し実施して参ります。